

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和6年度	次回見直し予定	令和11年度
条 例 名	神奈川県環境影響評価条例				
条 例 番 号	昭和55年神奈川県条例第36号	法規集	第5編第1章		
所 管 室 課	環境農政局環境部環境課				
条 例 の 概 要	神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、土地の形状の変更、工作物の建設等の事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者が、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、知事が、その結果を公表し、これに対する意見を住民及び市町村長に求め、事業者に対し、環境保全上の見地から適正な配慮を求めるための手続等に関する必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業については、その実施前に環境保全上の見地から適正な配慮が求められるため、条例により事業の実施に際して行う環境影響評価手続を定める必要があり、本条例は現在においても必要な条例である。			法対象事業にかかる手続も定めている。（公告・縦覧や環境影響評価審査会への意見聴取など）
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	県は環境影響評価手続において、過去5年間に8件の審査を行っており、現在及び将来の良好な環境の保全及び創造に資するという本条例の目的の実現に一定の効果を発揮していることから、有効である。 ただし、対象事業の要件について、社会情勢等の変化を踏まえ必要な見直しを行うこととし、運用の改善等を検討する。			審査実績 令和元年度1件 令和2年度1件 令和3年度2件 令和4年度2件 令和5年度2件 計8件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	手続内容及び時期を具体的に規定して、調査等の結果を適切な時期に公表し、これに基づき住民及び市町村長の意見を聴くこととしており、事業者に対して効率的に環境保全上の見地から適正な配慮を求めることができる制度となっている。 また、他の法令による手続との調整について規定することによって手続の重複を回避するなど、本条例の目的達成のために効率的な内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例で定める環境影響評価手続は、事業者对环境への配慮を促すものであり、「新かながわグランドデザイン」（基本構想）第2章政策の基本方向の「2政策分野別の基本方向」に掲げる「(4)環境・エネルギー」の各項目（「脱炭素社会の実現」、「循環型社会づくり」、「生活環境の保全」、「自然環境の保全・再生と活用」）及び「(7)県土・まちづくり」の項目のうち、「次の世代に引き継げる持続可能な県土づくり」の実現に資することになるため、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例で定める環境影響評価手続は、本条例の目的を達成するために必要かつ合理的な内容であり、憲法・法令に抵触しない。			
その他					
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 現行条例の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はないが、環境影響評価をよりの確に行うため、運用の改善等を検討する。			